平成２３年（フ）第３４６号
宮崎県西都市大字黒生野2239番地
債務者　長友　正安
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　芳徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４７号
宮崎県西都市大字黒生野2239番地
債務者　長友　幸代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　芳徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９４４号
札幌市豊平区平岸７条14丁目１番７―706号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸４条17丁目９番14号　サルーン417
債務者　野村　真純
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４７号
札幌市豊平区豊平４条５丁目２番12号　101号
債務者　成田　憲陽
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６６号
札幌市南区澄川４条３丁目５番16号　馬場マンション２―２
債務者　高橋みゆき（旧姓小幡）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９０号
北海道江別市大麻泉町15番地の５　桂ハイツ１のＤ号室
債務者　玉谷　智明
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０６号
北海道江別市文京台東町27番地の４
債務者　竹村　禮子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２１号
札幌市白石区北郷４条12丁目13番５号　第３ホワイトハウス302号
債務者　沼田　　明
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３３号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目14番１―106号
債務者　高橋　夕湖
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４２号
札幌市東区北16条東14丁目３番20号
債務者　計良　幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４３号
札幌市東区北16条東14丁目３番20号
債務者　山本　　務
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４６号
札幌市豊平区水車町２丁目１番５号　ビッグバーンズマンション水車町401号、申立時の住所札幌市中央区南１条西12丁目322番地　ＡＭＳビル201号
債務者　佐藤　千夏
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５０号
札幌市中央区宮の森２条４丁目２番28号　メゾンおの３号
債務者　熊谷　康子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６１号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番25―105号
債務者　市岡美恵子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５００号
札幌市西区発寒10条１丁目４番21号　相沢ハウスＡ―102号
債務者　近野　義信
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１７号
札幌市西区琴似３条３丁目４番１号　ローズテラス琴似２号
債務者　小村　高広
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２１号
北海道江別市野幌若葉町45番地の29　山本方
債務者　中川　　保
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部